

# 新しい化学物質管理について ～企業の取組と産業医の役割～

日時 2025年2月7日（金） 14:00～16:00

会場 〒540-0031 大阪市中央区北浜東3-14 エル・おおさか本館5階  
視聴覚室

対象 産業保健スタッフ（産業医・看護職・衛生管理者・労務担当者等）

## 【セミナー内容】

### 1. 挨拶

大阪労働局労働基準部健康課 課長

### 2. 概要説明「化学物質の自律的管理について行政の立場から」

大阪労働局労働基準部健康課 専門官

### 3. 企業事例「企業の当初の取組」

株式会社SANYO-CYP 代表取締役社長

### 4. 新しい化学物質における産業医の役割

大阪産業保健総合支援センター 産業保健相談員

全国的な化学物質による休業4日以上労働災害（がん等の遅発性疾病を除く。）は、特定化学物質障害予防規則等の特別則の規制の対象となっていない物質を起因とするものが約8割を占めている状況です。

厚生労働省としては、この様な状況を踏まえ、有機溶剤や特定化学物質等の個別規制の対象外とされている化学物質に対し、事業場における自律的管理の規制を強化する関係政省令の改正を行い、令和6年4月1日から全面施行されております。

本改正では、化学物質（リスクアセスメント対象物）を含有する製品等の取扱いなどを行う事業場において、SDS等の情報に基づき、リスクアセスメントを実施していただき、結果に基づく必要なばく露低減措置を自主的に実施するなどの事項が定められています。企業の衛生管理者や産業保健スタッフの皆様には、本セミナーを参考として「新たな化学物質規制」の法改正に基づいた健康障害防止に取り組んでいただきますよう、よろしくお願いたします。

## 【セミナー参加申し込み方法】

大阪産業保健総合支援センターのホームページから参加申し込みをお願いします。

[https://osakas.johas.go.jp/seminar\\_post/seminar\\_post-3257-2-3-7-4-5/](https://osakas.johas.go.jp/seminar_post/seminar_post-3257-2-3-7-4-5/)



独立行政法人  
労働者健康安全機構

大阪産業保健総合支援センター



ひと・くらし・みらいのために  
厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

大阪労働局・各労働基準監督署

<https://jsite.mhlw.go.jp/osaka-roudoukyoku/>